

秋田県告示第二百四十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額（平成八年秋田県告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和三年四月十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万六千六百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。